

# 令和8年度ひたちなか大洗地域ブランドの高付加価値化事業業務仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度ひたちなか大洗地域ブランドの高付加価値化事業業務

## 2 業務目的

平成31年に策定した「ひたちなか大洗リゾート構想」を推進するため、ひたちなか大洗地域の自然・歴史・食等の各コンテンツについて、物語（ストーリー）を活用したブランディングによって高付加価値化し、各コンテンツの結び付けを強化するとともに、情報発信により地域ブランドの認知を拡大することにより、中長期的な観光客の増加及び観光消費額の向上に資することを目的とする。

令和8年度は、ストーリーの体験化、認知拡大及び充実・ブラッシュアップを重点として実施する。

## 3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 業務内容

受託者は、ひたちなか大洗地域の自然・歴史・食等の各コンテンツの高付加価値化に向け、地域のコンテンツをストーリーで繋ぎ情報を付加する方法で、以下の(1)から(6)までに掲げる業務を行うこと。

### (1) ストーリーに基づく体験コンテンツの造成

ア 作成済み又は作成中のストーリーを起点として、ツアーや飲食プラン等の体験コンテンツを造成し、ストーリーの体験化を図ること。

イ 体験コンテンツは概ね5本程度を目安とし、ストーリーと関連する体験コンテンツを並行して造成すること（※本数・内容・人数等の要件は県と協議の上、確定）。

ウ 提供体制、販売方法等について、事業者や地域関係者と調整の上、継続可能な運用ルールを整備すること。

エ モニター実施等により体験コンテンツの内容を評価し、改善を行うこと。

### (2) ストーリーの認知拡大に向けたプロモーション

ひたちなか大洗地域のブランド認知拡大を図るため、作成したストーリー等を用いた情報の発信を行う。

#### ア 発信の前提

県と協議の上、あらかじめ広告効果の目標を設定し、結果を取りまとめて報告すること。目標を達成した場合であっても、予算の限り業務効果の最大化を図ること。

#### イ 発信方法と内容

各ストーリーに適した広告素材（画像・動画等）を作成し、以下の内容で発信を実施すること。

- (ア) ターゲットは、「インバウンドを含む高所得者層や高額資産保有者層等のいわゆる富裕層や準富裕層（以下「富裕層」という。）」とすること。なお、対象とする富裕層については根拠に基づいて定義し、県と協議の上、決定すること。
- (イ) 富裕層への訴求に効果的な広告媒体（ターゲティング広告、SNS広告、デジタルサイネージ、ポスター広告、パンフレット、交通広告、雑誌など）や時期、広告量等について県と協議の上、より効果的な手法で発信を実施すること。
- (ウ) 公式HP・SNSからの発信を主とし、動画素材を積極的に活用すること。素材には令和7年度実施のコンテスト応募作品も活用すること。発信内容については県と協議の上、決定すること。

#### ウ 効果測定、分析及び報告業務

情報発信や広告等の開始後、2週間に1回程度、広告換算額や広告のクリック数、コンバージョン率等の具体的な指標に基づき分析を行い、情報発信効果の報告と、結果に応じた改善や運用の見直し等について提案を行うこと。指標については県と協議の上、決定すること。

また、県が情報発信の実施状況を随時確認できるよう、発信に用いる媒体の管理システムの閲覧権等を県に付与し、IDやパスワード等、閲覧に必要な情報を提供すること。なお、広告プラットフォームの性質上、閲覧権を付与できない場合は、代替案を確保すること。

#### エ コンテスト及びフォロワー数増加施策の実施

- (ア) 公式HP・SNS上で第2回コンテスト（写真・動画等）を開催すること。  
第1回（令和7年度実施）より規模を拡大（開催期間の拡大等）することで応募数の増加を図り、地域からの発信数増加を図ること。
- (イ) 公式SNSのフォロワー数増加を図るための施策を3回以上実施すること。

#### オ 地域からの発信の強化

- (ア) 公式HP・SNS等からの発信について、地域との共同発信体制を整備すること。  
また、今後も継続して地域からの発信を実施可能な体制とするため、地域の事業者等から共同編集者を募ること。
- (イ) 共同発信前には、情報発信の運用ルールを整備した上で開始すること。運用ルールは、県や必要な関係者と協議の上で整備すること（発信情報の公共性の確保、個人情報や地域の事業者等の情報管理、炎上・誤情報対応等を含む。）。

### (3) ストーリーの充実・ブラッシュアップ

#### ア ストーリーの追加作成

ストーリーを追加作成し、随時公開、納品すること。ストーリーは、以下の要件を元に作成すること。

- (ア) 対象は富裕層とすること。

(イ) 作成内容は、ひたちなか大洗地域の有するコンテンツを繋ぎ、高付加価値化に資する内容であること。また、観光客の周遊増加や、滞在時間・期間の延長に資する内容であること。

(ウ) ストーリーで繋ぐ主要コンテンツは以下を想定しているが、その他のコンテンツを用いることを妨げるものではない。

自然・歴史・文化・食・産業・スポーツ等

(エ) ストーリーの作成数は5本以上とし、上記(ウ)に掲げる主要コンテンツを可能な限り多く盛り込むこと。文字数、分量等は県と協議の上、決定すること。

(オ) 作成内容については、県や地元市町、地域の関係者等（神社、宿泊業者、飲食店等）、作成予定のストーリーの関係者と事前に協議や相談の上、了承を得て作成すること。了承の記録は県が確認できる形式で残すこと。地域の関係者等と打合せの際には、可能な限り県も同席させること。

(カ) 地域コンテンツの持つ特徴を把握の上、関連する事実やデータ等を元に、根拠を持って作成すること。作成する上では、県が有する「令和6年度ひたちなか大洗地域ブランドの高付加価値化に係る調査」の結果や、地域の関連データ等も参考にすること。

(キ) 今後、中長期（5～10年程度）の当地域のブランディングに活用可能な内容とすること。

(ク) ストーリーは日本語から英語への翻訳版も含めて作成すること。

#### イ 発信素材の追加制作（写真・動画等）

令和7年度に作成したストーリーや実施したコンテストの応募作品に基づき、画像・動画等の素材を追加制作すること。特に、動画素材を重点的に追加すること。

#### ウ 表現・動線等の改善

令和7年度の発信成果や改善点を踏まえ、ストーリー表現、発信内容、発信素材等の改善を図ること。

#### (4) ミーティングの開催

月2回程度、県と受託者を出席者とした定例ミーティング（Web会議形式含む。）を開催し、事業進捗や懸案事項の共有を行うこと。このほか、必要に応じて随時ミーティングを開催すること。

#### (5) 年間実施計画の策定

契約締結時、速やかに上記(1)から(4)までの活動計画を記載した年間実施計画を策定し、提出すること。

#### (6) その他

プロポーザル提案書に記載した提案事項について、県と協議の上、実施すること。

## 5 事業成果品

事業スケジュールに合わせ、以下の要領で納品すること。

- (1) 作成した物語（作成後、電子データにて随時納品）
- (2) 作成したプロモーション素材（写真・動画）やその他関連の制作物（作成後、電子データや紙媒体等で随時納品）

※電子データの納品は、県の環境で検査、確認ができる形式を事前確認の上、納品すること。

- (3) 「4 業務内容」で実施した事項について業務完了報告書にまとめ、令和9年3月31日までに茨城県政策企画部地域振興課に納品すること。業務完了報告書はA4版カラー1部及び電子データで提出すること。納品は、県の検査完了をもって終了とする。

※電子データの報告書は、Microsoft Officeで編集可能なWord、Excel、PowerPoint形式のいずれかとする。

## 6 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。
- (2) 委託料には、本業務の実施に係る一切の経費、消費税及び地方消費税が含まれるものとする。
- (3) 受託者は、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じるとともに、本業務において受託者が取り扱う情報及びデータ等の管理に当たっては適切な管理を行うものとする。
- (4) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (5) 成果品の所有権、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び利用権は、全て茨城県に帰属するものとする。ただし、第三者が権利を有する著作物、肖像権その他全ての権利（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うものとする。
- (6) 業務上で撮影が必要な場合は、事前に管理者等に撮影及び広告配信の許可を得ること。
- (7) 本業務の実施に当たっては、業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員等、十分な実施体制を確保して行うこと。
- (8) 本仕様書は、県と受託者が協議の上、必要に応じて改正することができる。

## 7 その他

本仕様書に定めのない事項は、県と受託者が協議の上、決定する。

## プロモーション等実施時における留意事項

### 1 ウェブサイト制作に関する業務

- (1) 受託者は、外部公開ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を構築又は運用する場合には、ウェブサイトの名称、ドメイン名（URL）、IPアドレス、他者のクラウドサービス等を利用する場合はその事業者の名称その他県が必要とする情報をあらかじめ提出しなければならない。その際、県は提出されたウェブサイトの構成等が不適切と考える場合には、受託者に対して、変更を含め、適切な対応を求めることができるものとする。なお、ドメインに使われる文字列は県と協議の上決定すること。
- (2) 受託者は、ウェブサイトの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が公開する最新の「地方公共団体における情報システムセキュリティ要求仕様モデルプラン（Webアプリケーション）」に準拠するものとする。
- (3) 受託者は、ウェブサイトを構築又は運用・保守を行う場合には、当該ウェブサイト又は当該サーバ等で利用するOS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には、業務への影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施しなければならない。
- (4) 受託者は、ウェブサイトを構築した際には、サービス開始前と、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施し、その結果を県に報告しなければならない。
- (5) 受託者は、ウェブサイトを構築又は運用を行うプラットフォームとして、他者のクラウドサービス等を利用する場合は、国内法が適用となるサービス事業者を利用しなければならない。
- (6) 茨城県は、本委託業務の実施に当たり、必要な措置が講じられているかどうかを確認及び検証するため、定期又は随時にその実施状況の報告を求めるほか、必要に応じて監査することができるものとする。また、監査の一環として、プラットフォーム診断（ポートスキャン、脆弱性検査を含む。）又はアプリケーション診断その他必要な監査を当該サイトに対して実施することができるものとする。
- (7) 受託者は、県が監査を実施するに当たり、必要な情報を県に提供するとともに、他者のクラウドサービス等を利用してウェブサイトを構築又は運用している場合は、クラウドサービス事業者等と必要な調整を行うものとする。
- (8) 受託者は、監査等により脆弱性が検出された場合には、必要な対策を速やかに実施しなければならない。
- (9) ウェブサイトにおいて、事業効果を最大化しうるSEO（検索エンジン最適化）を実施すること。なお、その際はユーザーの興味・関心から類推される検索キーワードについて、検索回数を参考に抽出し、各ページのタイトル、H1、パンくず等に、それぞれのページに適切なSEO対策を実施すること。

## 2 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 広告運用における透明性確保のため、広告アカウント管理画面等、効果検証可能なデータに対するアクセス権を県に付与すること。
- (3) 広告アカウントは、必要に応じて本事業用に新規に取得すること。

## 3 SNS広告を利用する場合

- (1) SNS広告アカウントを県が指定するSNSページとリンクすること。
- (2) SNS広告を実施する場合は、県に対して当該SNSのアナリストの権限を付与すること。

## 4 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) 県が今後もデジタルプロモーションを行うことを考慮し、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること。
- (2) YouTubeを利用する場合、YouTubeチャンネルへの掲載に当たっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲、サムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的なSEO対策を実施すること。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google広告を利用する場合は、YouTubeチャンネルとGoogle広告アカウントをリンクさせること。

## 5 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体のプライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得したCookieと受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報（個人データ）とならないように留意すること。